

総 説

1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,777.19km²（平成20（2008）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成20（2008）年10月1日現在、1,869,669人（男911,035人、女958,634人）となっています。

また、平成18年の県土の利用状況は、森林が総面積の64.5%を占め、以下農用地10.9%、宅地6.4%となっています。

図1－1 人口・世帯数の推移

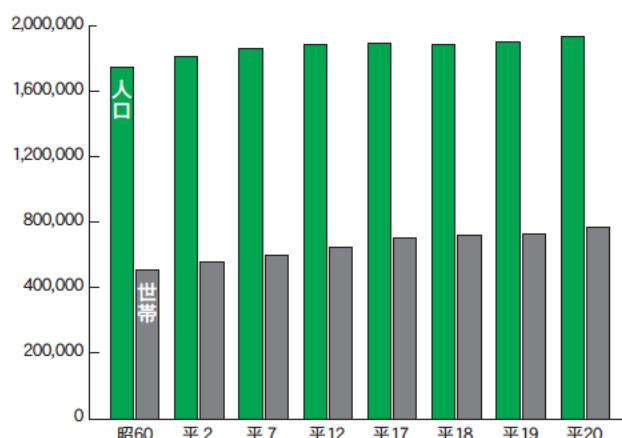
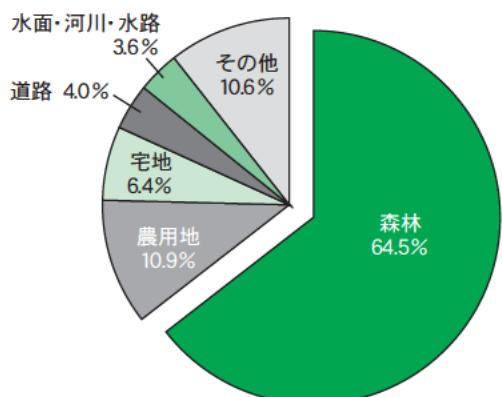


図1－2 土地利用状況



2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地で公害が問題になりました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫黄酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年は、自動車排ガスによる大気汚染や廃棄物の不法投棄等による水質や土壤等への環境影響、建築物の解体等に伴う飛散アスベストによる健康被害等が問題となっています。また、地球温暖化に代表される、地球規模の環境問題が深刻化しつつある方で、身近な自然環境についても、里山や森林などの荒廃が懸念されています。

これらの環境問題は、今日の社会経済活動や生活様式との関わりから引き起こされたものであり、事業者、個人等の各主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、あらゆる側面から環境に配慮した社会を形成していく必要があります。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6つの法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、循環型社会の形成に向けた制度的取組が整備、推進されてきました。

一方、自然環境の保全に関しては、平成14（2002）年に新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、平成17（2005）年4月には、外来生物法が制定されるなど、自然環境分野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14（2002）年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定され、平成17（2005）年2月の京都議定書の発効を受けて、平成17（2005）年4月に京都議定書目標達成計画が策定されるなど、地球規模の環境問題への取組も着実に進められています。本県では、平成13（2001）年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全

総 説

に関する条例」を制定し、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化するとともに、平成16（2004）年3月には、三重県の健全な土壤・地下水環境を保全するため、土壤汚染に関する取組を新たに加えました。

このうち、特に産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法を補完し、適正な処理を推進することを目的に、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の制定に取り組みました。（平成20（2007）年10月制定、平成21（2008）年4月施行）

自然環境の保全に関しては、平成15（2003）年3月に「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

また、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的発展などを基本理念とした「三重の森林づくり条例」を平成17（2005）年10月に制定し、この条例の基本理念を踏まえ、平成18（2006）年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。

さらには、伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健活力ある伊勢湾の再生を目標として「伊勢湾再生行動計画」を平成19（2007）年3月に策定しました。

これらの条例等を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を層進めていきます。

3 環境政策の指針

（1）三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・ 良好的な環境の確保と将来の世代への継承
- ・ 持続的発展が可能な社会の構築
- ・ 生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保
- ・ 國際的協調による地球環境の保全

（2）三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、平成9（1997）年度に三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しましたが、策定後7年を経過し、地球温暖化の対応が急務となっているなど、環境政策を進める上で、私たちを取り巻く状況は大きく変化していることから、これらに的確に対応するため、平成16（2004）年6月に新たな基本計画を改定しました。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、また、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにするとともに、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明示しています。

計画の目標年度は、引き続き平成22（2010）年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて、次の4項目の基本目標を定めています。

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型
社会の構築

基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全

基本目標Ⅲ：やすらぎとうるおいのある快適な
環境の創造

基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の
促進

また、この基本目標を達成するため、施策分野ごとに数値目標を設けるとともに、施策の区分における取組については、推進計画（アクションプラン）を策定し、より具体的な方向とより的確な進行管理を行います。

なお、平成19（2007）年度に策定された「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」と整合を図り、平成22（2010）年度を目標年度とする新たな推進計画（アクションプラン）を策定し、引き続き、的確な進行管理を行うこととしています。

表1－1 環境基本計画数値目標進捗状況

数 値 目 標 項 目	単位	目標数値 (2010年度)	現状値 (2006年度他)	2008年度			区分
				年度目標数値①	事業量・状況②	2008年度達成率 (②/①)	
1 廃棄物の最終処分量	千t/年	208	215	221	186	1.00	A
2 温室効果ガス排出量の基準年度(1990)比	%	2008年度 +3.3	2004年度 +12.5	(2006年度) +6.4	(2006年度) +8.8	0.63	D
3 環境基準を達成した大気環境測定期の割合	%	96	75	86	96	1.00	A
4 水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/?以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合	%	93	81	90	90	1.00	A
5 工場・事業場のダイオキシン類に関する排出基準適合率	%	100	100	100	91	0.91	B
6 多様な自然環境の保全面積	ha	53,535	53,485	53,517	53,542	1.00	A
7 自然とのふれあいの場の満足度	点	64	57	62.0	60.4	0.97	B
8 県内の民有林で行われる年間の間伐実施面積	ha	8,000	7,452	8,000	9,167	1.00	A
9 都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	m ²	9.27	8.64	9.03	9.22	1.00	A
10 市町、県が制定した景観に関する条例等の件数	件	29	20	25	25	1.00	A
11 活かそう地域文化財提案事業参加者数	人	15,000	9,516	13,530	15,938	1.00	A
12 環境マネジメントシステム導入事業所数	事業所	1,215	908	1,095	1,107	1.00	A
13 環境教育参加者数	人	22,500	20,508	21,500	21,873	1.00	A
14 環境保全技術移転研修受講者の満足度	%	90	85	88	90	1.00	A

2008年度達成率は、数値目標が累計値の場合、2006年度の現状（実績）値を2008年度目標数値および実績から差し引いて計算しています。

※ 区分の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

区分の基準 数値目標

A：進捗率が100%以上

B：進捗率が85%以上100%未満のもの

C：進捗率が70%以上85%未満のもの

D：進捗率が70%未満